

## パブリックコメント意見募集の結果公表

第2次帯広市みどりの基本計画（原案）に対して、市民の皆様からご意見を募集しました結果について、ご意見の概要と市の考え方は下記のとおりです。寄せられた意見等を踏まえ原案を修正し、別紙のとおり最終案とします。

### 【意見募集結果】

案 件 名	第2次帯広市みどりの基本計画（原案）		
募 集 期 間	令和元年11月27日（水）～ 令和元年12月26日（木）		
意 見 の 件 数 （意見提出者数）	41 件（ 3 人）		
意 見 の 取 り 扱 い	修正	案を修正するもの	12件
	既記載	既に案に盛り込んでいるもの	5件
	参考	今後の参考とするもの	2件
	その他	意見として伺ったもの	22件
意 見 の 受 け 取 り	持参		0人
	郵送		0人
	ファクス		1人
	電子メール		2人

### 【意見等の内容】

No	市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
1	【計画全般】 西暦・和暦の併記は分かりやすく良いので、第4章の各指標及び「帯広の森・はぐくむ」コラム内の記載についても西暦・和暦を併記すべきである。	1件	【修正】 西暦と和暦が混在する箇所については併記します。
2	【計画全般】 第4章の施策 3-4-3-5 及び第6章に「(人の)健康被害に配慮した形での樹木更新」に関して追記を希望する。	1件	【参考】 樹木の補植・新植・更新に際しての樹種選定については、帯広市公園施設長寿命化計画や帯広市街路樹維持管理指針において、公園と身近に接する地域住民の意見や周囲に及ぼす影響などを踏まえ検討することを基本的な考えとしています。 健康被害への配慮については、樹木が周囲に及ぼす影響の一つと捉えており、こうした考えに包含されるものです。 ご意見は、今後の施策を推進する上での参考とします。

No	市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
3	<p>【計画全般】</p> <p>第七期帯広市総合計画の市民アンケートにおいて、「緑化・景観形成」を是とする市民は16項目の選択肢の中で14番目であり、みどり豊かなまちづくりを望む市民は10年前比較で半減している。結果、第七期帯広市総合計画の23の主要施策の中に「緑化行政」に関する記述はない。</p> <p>このような現状を踏まえ、“市民意識の変化の分析”を行い、それに呼応するみどりの基本政策を起案することが不可欠である。</p>	1件	<p>【その他】</p> <p>第七期帯広市総合計画のアンケートでは、将来のまちづくりの方向性として、「自然が豊富にあり、身近な場所にも緑が多いおいしいのあるまち」の回答が10.4%から5.4%へ低下したほか、緑化・景観形成施策の重要度について、「あまり重要ではない」「重要ではない」の回答が23.8%であり、重要度が低いとする回答が他の項目と比較して若干多くなっています。</p> <p>みどりに関するアンケート調査結果を見ると、公園の数について「多い」「ちょうど良い」が73.0%、あなたの住まいのまわりのみどりの豊かさについて、「豊か」「どちらかといえば豊か」が80.5%となっており、みどりのインフラが量的に充足してきていることも、緑化政策の重要度の認識が低下してきている背景にあると推察しています。</p> <p>一方で、みどりに関するアンケート調査結果では、将来のみどりについての考えとして、「年代を問わず誰もが利用しやすい公園やみどりを守り育てる」「子どもが利用しやすい公園やみどりを守り育てる」「みどりを積極的に増やすよりは、今あるみどりを大切に守り育てる」が上位となっており、利用者の多様なニーズに即したみどりの維持確保が求められています。</p> <p>なお、第七期帯広市総合計画の施策は、施策の総合性・横断性を高めるために、第六期帯広市総合計画より大きな括りで施策を束ねて整理しており、緑化の取り組みについては、施策21「都市基盤の整備と住環境の充実」に位置付けて記載しています。この緑化の取り組みをより具現化する計画として、第2次帯広市みどりの基本計画があります。</p>
4	<p>【用語解説】</p> <p>第4章の「施策3-3 帯広の森の育成と管理」に記載のある「天然更新」の言葉の定義を明らかにすること。</p>	1件	<p>【修正】</p> <p>記述内容の補足を目的として、「天然更新」に関する用語解説を追記します。</p>
5	<p>【用語解説】</p> <p>第4章の「施策3-3 帯広の森の育成と管理」の「＜用語解説＞林分」について、帯広の森には林相が一様なエリアは存在しないため、「帯広の森の林分」を定義すべきである。</p>	1件	<p>【修正】</p> <p>「林分」という用語をより帯広の森に言い当てた「森林タイプ」に置き換えます。そのため、「＜用語解説＞林分」は削除します。</p>
6	<p>【用語解説】</p> <p>第5章の「(1)環境保全系統のみどりのネットワーク」における工業地域「地区計画」について、用語解説もしくは参考資料への掲載を希望する。</p>	1件	<p>【修正】</p> <p>記述内容の補足を目的として、「工業地域のみどり」の記述に「地区計画」に関する用語解説を追記します。</p>

No	市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
7	<p>【参考資料】 「帯広圏緑のマスタープラン」「帯広市地域緑化推進計画」「緑倍増計画」に関する用語解説もしくは参考資料への掲載を希望する。</p>	1 件	<p>【修正】 記述内容の補足を目的として、参考資料の「資料 5 みどりの関連計画等の概要」に「帯広圏緑のマスタープラン」「帯広市地域緑化推進計画」「緑倍増計画」に関する説明を追記します。</p>
8	<p>【参考資料】 「帯広の森造成計画」に関する用語解説もしくは参考資料への掲載を希望する。</p>	1 件	<p>【修正】 記述内容の補足を目的として、参考資料の「資料 5 みどりの関連計画等の概要」に「帯広の森造成計画」「帯広の森利活用計画」に関する説明を追記します。</p>
9	<p>【第2章 みどりを取り巻く現状と課題】 公園樹木・街路樹・歩道の植樹ますなどの管理について、事業の主体者である帯広市としての具体的な対応策を提示すべきである。</p>	1 件	<p>【既記載】 第4章の施策 3-4 では、「公園緑地の樹木や施設の管理」として、公園施設利用者の安全性の確保や地域ニーズ・特色にあった魅力的なみどりづくりに関する考えなどを記載しているほか、施策 3-5 では「街路樹や植樹ますの管理」として、民間活力を活かした管理手法の検討や市民の理解と協力による植樹ますの保全・管理に関する考えなどを記載しています。 また、第6章では「公園緑地等の管理・運営方針」として、公園や公園施設、公園樹木、街路樹の適正管理に関する考え方などを記載しています。</p>
10	<p>【第2章 みどりを取り巻く現状と課題】 「みどりに関わる市民団体等の意見」とあるが、誰から意見を聴取したのか。 市民団体等の意見は、アンケートと違い定量的基準がないのは何故か。 それぞれの意見に対する是非を明らかにする必要があるのではないか。</p>	1 件	<p>【その他】 「みどりに関わる市民団体等」とは、計画の策定にあたり意見を聴取した団体で、その団体の内訳は、帯広市内の緑化活動に関わる市民団体、「帯広の森」の森づくり活動に関わる市民団体、市内の公園緑地を管理する指定管理者等で、全 18 団体です。 アンケートは市民一般の傾向を伺い知るため定量的としましたが、市民団体等の意見は選択式の回答では網羅されない広範な視点からの意見を得るため、定量的な制約を設けずに聴取したものです。 こうしたご意見については、現場で活動されている方々の率直な考えとして受け止めており、基本方針や施策の設定に際して参考とさせていただきます。</p>

No	市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
11	<p>【第2章 みどりを取り巻く現状と課題】            帯広の森について、市民が「森離れ」「みどり離れ」していないか確認する必要がある。市民からはぐく一むに発信されているアンケートを分析することで、的確な情報が得られるはず。</p>	1件	<p>【その他】            帯広の森・はぐく一むで実施しているアンケートについては、モニタリングを通じて、イベント参加者の属性、情報入手方法、イベントへの意見・感想、帯広の森へのニーズなどの内容を把握し、参考とさせていただきます。</p>
12	<p>【第2章 みどりを取り巻く現状と課題】            1ページの「計画の位置づけ」では、「第2次帯広市みどりの基本計画」は「第七期帯広市総合計画」に即し、「第2次帯広市都市計画マスタープラン」に適合し、関連する分野計画に調和・整合し、「北海道みどりの基本方針」を指針とするとなっている。            一方、7ページの表記では「北海道みどりの基本方針」のみを重視するとの誤解を与えるように感じるため、整理が必要である。</p>	1件	<p>【修正】            表現及び図を修正します。</p>
13	<p>【第2章 みどりを取り巻く現状と課題】            世界的に低炭素・脱炭素が叫ばれている中、気候変動の主要因であるCO2をみどりが吸収し低炭素化に貢献していることを計画の中で市民にアピールしない理由は何故か？            COP25・パリ協定・低炭素社会への貢献・SDGsの推進など、市民にアピールできるキーワードは沢山存在するのだから、帯広のみどりが貢献している状況を積極的に市民に情報共有するべきである。</p>	1件	<p>【既記載】            低炭素社会の実現に向けてみどりが果たす役割は重要と考えており、第1章の「みどりの基本計画」「7 みどりの機能」の中の「都市環境の保全」の中で「地球温暖化の防止」などについて触れています。            なお、低炭素社会等への取り組みについては、帯広市環境モデル都市行動計画に基づきすすめています。</p>
14	<p>【第3章 計画の基本方針】            市民協働で行政が果たすべき役割は、「市民の背中を押すこと」「市民を教育すること」「これを何度も繰り返すこと」が基本である。            こうするべきだといくら声高に言っても市民は共感しないし、協働行動をとらない。</p>	1件	<p>【参考】            第2章の「課題(重視する視点)」の②や第3章の「基本方針1」では、「市民と力を合わせた帯広のみどりづくり」について、市民一人ひとりがみどりの機能や役割、大切さを理解し、人々が協力し、親しみ、楽しみながら、取り組みをすすめていくことについて記載し、第4章の「基本方針1」の施策では、その具体策を示しています。            ご意見は、今後の施策を推進する上での参考とします。</p>

No	市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
15	<p>【第4章 計画の体系と施策】 「基本方針1 市民と力を合わせた帯広のみどりづくり」の指標「帯広の森の育成に関わる活動者」の定義とは何か。</p>	1 件	<p>【その他】 「帯広の森の育成に関わる活動者数」は「帯広の森づくり」に関わる活動者数を指しており、具体的には、「帯広の森づくり活動の承認を受けた団体の人数」、「帯広の森・はぐくむを窓口としてボランティア登録を行った人数」、「小中学生などの環境教育による森の育成活動を行った人数」、「団体による森の育成活動を行った人数」、「はぐくむのイベントなどで森の育成に関する取り組みを行った人数」、「帯広市の許可を得て育樹活動などを行った人数」を合計した人数としています。</p>
16	<p>【第4章 計画の体系と施策】 「基本方針1 市民と力を合わせた帯広のみどりづくり」の指標について、一過性の参加者を増やすばかりでは協働は継続しない。帯広の森に関する各計画やガイドラインを理解し、積極的に育成管理に携わる市民を育成することが肝要である。</p> <p>延べ人数ではなく、実数又は定期的に活動する登録人数などが指標として適当である。共通の目的を持ちそれぞれが役割を担うことを評価するには、「定着率」を評価するべきである。</p>	1 件	<p>【その他】 100年の大計で多くの市民の手によりすすめられている帯広の森づくりは、帯広における市民協働の先駆けとして象徴的な取り組みですが、少子高齢化・人口減少社会の進行により、活動者数の将来的な減少が懸念されていることから、活動者の裾野を広げていくことが重要と考え、広範囲から一年間の活動者数を捕捉し、人口減少の中にあっても活動者数の増加を目指す指標を設定しています。</p> <p>育成管理に携わる市民の積極的な育成については、帯広の森に関心を持つ市民への適切な関わりやアプローチなどにより、積極的に活動者を増やしていくほか、活動者の定着化に向けて有識者から意見を聴取するなどします。</p>
17	<p>【第4章 計画の体系と施策】 「基本方針1 市民と力を合わせた帯広のみどりづくり」の指標における「参考値」の定義とは何か。</p> <p>同じ数字を指す言葉で「実績値」と「参考値」が併用されているが、どちらか一方に統一すべきである。</p>	1 件	<p>【修正】 平成30年度の実績値となります。 表記を「実績値」に統一します。</p>

No	市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
18	<p>【第4章 計画の体系と施策】</p> <p>基本方針1の指標「帯広の森の育成に関わる活動者数」について、今後20年間で150人(正しくは151人)増加させるという目標を設定しているが、単年あたり7.5人の増加は誤差の範囲であり、実質的に“行政行為”は行わないことを意味している。</p> <p>また、基本方針3の指標「公園緑地等の管理に関わる団体数・人数」は、今後20年間で148人(正しくは198人)増加させるという目標を設定しているが、単年あたり10人の増加を意味しており、「行政は何もしない」というアピールである。</p> <p>基本方針4の指標「公園行為許可件数」について、「約20%の増加」を目標値として設定する根拠は何か？</p>	1件	<p>【その他】</p> <p>第2次帯広市みどりの基本計画の各指標の目標値については、庁内や緑化審議会専門部会、同審議会における議論をもとに、「行政(帯広市)の取り組みにより実現可能な数字」、「身の丈を知った目標値」とすることとし、これまでの実績や今後の取り組みを展望する中で設定したものであり、本市において人口減少が進み、地域活力の低下等が懸念される中であっても、第2次帯広市みどりの基本計画による取り組みを総合的・計画的に進めることで、2018(平成30)年度実績値以上を目指すこととしたものです。</p> <p>「帯広の森の育成に関わる活動者数」については、はぐくむや活動団体と連携しながら帯広の森に関する普及啓発に取り組むことで、人口減少の中にあっても活動者数の増加をはかり、実績値から約5%の増加となる3,190人を目標値として設定するものです。</p> <p>「公園緑地等の管理に関わる団体数・人数」については、団体数は実績値の現状維持となる198団体を目標値として設定するとともに、人数は身近な自然や環境を守る活動の大切さを啓発するなどし、実績値から約5%の増加となる4,140人を目標値として設定するものです。</p> <p>「公園行為許可件数」については、公園等の多様な利活用方法に関する情報を積極的・効果的に発信していくことで公園等の利活用の増加を促進し、実績値から約20%の増加となる90件/年を目標値として設定するものです。</p>
19	<p>【第4章 計画の体系と施策】</p> <p>「施策1-1 未来につなげる帯広の森づくり」掲載写真について、ヘルメット未装着の作業従事者が写っている。ヘルメットの装着は安全確保上不可欠であるため、掲載写真として不適切である。</p>	1件	<p>【修正】</p> <p>掲載画像を差し替えます。</p>
20	<p>【第4章 計画の体系と施策】</p> <p>基本方針2の指標「市民1人当たりの公園面積」の指標について、「人口が減り、放っておいても目標値の50.0㎡を達成するのだから指標の見直しが必要である」との議論が市議会であったと聞いた。帯広市は今後20年間、基本的に今ある公園を減らさない指標を持って取り組む方針であると受け止めた。</p>	1件	<p>【その他】</p> <p>公園緑地は、都市の中の緑のオープンスペースとして、市民の憩いや地域の交流、子どもの遊びの場などとなっているほか、災害時には地域の避難場所となるなど、地域に必要なものと考えています。</p> <p>そのため、帯広市の将来人口の減少や財政的制約、みどりの保全・管理に関わる人材の固定化などの厳しい環境下にあっても、これまで整備をすすめてきた公園緑地の良質な環境を保全するとともに、時代の変化や市民ニーズなどに対応した整備等の推進により利活用につなげていくことが重要と考え、「市民1人当たりの公園面積」を指標として設定したものです。</p>

No	市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
21	<p>【第4章 計画の体系と施策】 基本方針 2 の指標「市民1人当たりの公園面積」について、2040(令和 21)年の帯広市の人口が現在比で 10%減となることが「帯広市人口ビジョン」に示されており、市民1人当たりの公園面積は自動的に 51.4 m<sup>2</sup>となるため、不適切な目標設定である。</p> <p>市民1人当たりの公園面積の指標(50 m<sup>2</sup>)は将来的に達成するのだから、「帯広市公園条例」の改定に取り掛かるべきである。</p>	1 件	<p>【その他】 公園緑地は、都市の中の緑のオープンスペースとして、市民の憩いや地域の交流、子どもの遊びの場などとなっているほか、災害時には地域の避難場所となるなど、地域に必要なものと考えています。</p> <p>そのため、帯広市の将来人口の減少や財政的制約、みどりの保全・管理に関わる人材の固定化などの厳しい環境下にあっても、これまで整備をすすめてきた公園緑地の良質な環境を保全するとともに、時代の変化や市民ニーズなどに対応した整備等の推進により利活用につなげていくことが重要と考え、「市民1人当たりの公園面積」を指標として設定したものです。</p> <p>(No.20 と同じ考え)</p>
22	<p>【第4章 計画の体系と施策】 「みどりの保全と管理」の指標が「公園緑地等の管理に関わる団体数・人数」というのは不適切である。生物多様性に配慮した効果的なみどりのネットワークの形成や、適切なみどりの保全と管理を具体的に評価できる指標に変更すべき。</p> <p>基本方針3の指標は、基本方針1の指標と同じ性質のものであり、「みどりの基本計画」でありながら、人の活動の評価に偏ってしまっている。また、現在の公園緑地等の管理に関わる団体がやっている公園管理の内容は草刈と日常清掃程度であり、人と自然の共生する環境づくりを評価する内容ではない。</p>	1 件	<p>【その他】 公園緑地等における草刈や日常清掃は、みどりのインフラの保全・管理をすすめていく上で最も基本的な取り組みであり、生物多様性を育む環境の良好な保全につながるものと考えています。また、在来植生等を活かした公園緑地の管理に際しては、担い手において主体的に生物多様性への配慮等がされた中で活動が行われています。</p> <p>このように、「みどりの保全と管理」は、それを支える人の活動を最も重要な基盤としている一方、人材の固定化などの課題も抱えていることから、こうしたみどりのインフラの保全・管理に関わる人の活動量をもって施策の進捗を測ることとしたものです。</p>
23	<p>【第4章 計画の体系と施策】 「施策 3-3 帯広の森の育成と管理」における「市民団体」とは、「市民活動団体」のことなのか。</p>	1 件	<p>【その他】 市民活動団体(帯広の森づくり活動の承認を受けた団体)を含む市民団体を指します。</p>
24	<p>【第4章 計画の体系と施策】 「施策 3-3 帯広の森の育成と管理」における「森づくりに関わる人材」とは、従来の「ガイド養成」のことを意味しているのか。それとも、「育成管理ができる人材を育成する」ということなのか。</p>	1 件	<p>【その他】 森づくりに関わる人材は、森のガイド養成講座受講者をはじめ、育成管理を行う人材を想定しています。</p> <p>なお、森のガイド養成講座は、ガイドのみならず、森の育成管理を行うにあたって必要な講義内容となっており、森づくりに関わる人材育成に含まれる取り組みと考えています。</p>

No	市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
25	<p>【第4章 計画の体系と施策】 「施策 3-3 帯広の森の育成と管理」について、「帯広の森」構想当時の考え方等に触れるなど、帯広のまちづくりにおける位置づけを明記すべき。 本文中に「林分の特性に応じた天然更新による郷土の森を目指し」とあるが、現在は天然更新が可能となるように原生的自然の森を育成している段階にあることから、「天然更新」だけでなく、適切な時期に間伐を行うなど、積極的な管理が必要であることも記載すべき。 「多様な主体による帯広の森の調査研究」について、今後どのように「帯広の森」の調査・研究を進め、どのように育成・管理にいかしていくのか具体的に言及すべき。</p>	1 件	<p>【修正】 「帯広の森」構想当時の考え方は、複数のコラム欄を用いて記載していますが、参考資料に帯広の森造成計画の概略を追記します。また、帯広のまちづくりにおける位置づけは、帯広における市民協働の先がけとして象徴的な取り組みとして記載しています。 きめ細かい育成管理に向け、令和 2 年度から帯広の森・はぐくむ指定管理区域を、一部を除き帯広の森全域に広げ、調査研究を充実させるなど育成管理の取り組みを広げていく予定です。 育成管理の具体的手法として間伐などを追記するとともに、調査研究が育成管理につながる事がわかるよう表現を修正します。</p>
26	<p>【第4章 計画の体系と施策】 「施策 3-4 公園緑地の樹木や施設の管理」における「協働団体」とは、誰を指している呼称なのか。</p>	1 件	<p>【修正】 企業やボランティア団体等です。 「協働団体」を「企業、ボランティア団体」に修正します。</p>
27	<p>【第4章 計画の体系と施策】 「施策 3-5 街路樹や植樹ますの管理」における「民間活力を活かした管理手法を検討していく」という記載について、アンケート結果の中では「枯れ木、老木、生育不良の樹木の更新」を要望する市民が 17.9% (正しくは 10.7%) と記述されているが、この作業は市の直営事業によってのみ解決できるものであるため、市民の協力には限界があるということか。それとも、市民が代わって作業するアイデアも検討しているということか。</p>	1 件	<p>【その他】 「民間活力を活かした管理手法の検討」は、行政のみならず、広く市民や企業などとともに力を合わせた取り組みを想定しています。</p>

No	市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
28	<p>【第4章 計画の体系と施策】 「施策 3-5 街路樹や植樹ますの管理」における「地域性やまちの魅力向上にも配慮した形で」という記載について、帯広市では 2019(平成 31)年に公園管理運営費の 50%の予算を街路樹の更新・育成管理に投入しているが、市内の樹木数全体の 10%にしか満たない街路樹にこのような予算を投入する必然性を見直すべき時期が到来しているのではないか。</p>	1 件	<p>【その他】 公園管理運営費は公園樹木の剪定伐採を含む公園施設の管理に要する予算として、街路樹管理費は街路樹の剪定伐採や植樹ますの草刈に要する予算としています。 街路樹は街路樹管理費の中で管理を実施しているところですが、道路交通に密接した施設であり、市民の安全を確保するため、その管理は重要ですので、適切な管理に必要な予算を計上していきます。</p>
29	<p>【第4章 計画の体系と施策】 基本方針4の指標「公園行為許可件数」について、この数値が「みどりの多様な活用」に関連することを説明すべき。 「市民ひとりひとりにみどりの持つ多様な機能や効能を知ってもらい、活用を促進する」催しをはぐくむで開催し、その参加者数を目標値に設定するほうが理解しやすい。</p>	1 件	<p>【その他】 基本方針4の「みどりの多様な活用」については、賑わい創出や健康増進など、様々な形でみどりが利活用されることを施策の共通目的としていることから、公園の利活用数が施策の進捗を測るものになると考え、公園での興業や競技会、展示会の開催、業としての写真や動画の撮影などの行為の申請に対する許可の件数を指標として設定しています。</p>
30	<p>【第4章 計画の体系と施策】 「みどりの持つ多様な機能や効能を知ってもらう」役割を担うのははぐくむである。このことに関する具体的な実施計画をもつのか、情報開示すること。</p>	1 件	<p>【既記載】 「施策 1-3 緑化関連施設の活用」において、緑化関連施設として掲載したみどりと花のセンターや帯広の森・はぐくむの取り組みのほか、市民団体と連携するなどし、施策を実施していきます。</p>
31	<p>【第4章 計画の体系と施策】 「施策 4-1 みどりの多様な活用」における「情報発信」について、発信の担い手は「みどりと花のセンター」と「帯広の森・はぐくむ」であり、この2箇所が発信する情報が最も妥当である。</p>	1 件	<p>【その他】 これらの施設を含め、帯広市として情報発信に取り組めます。</p>
32	<p>【第4章 計画の体系と施策】 「施策 4-1 みどりの多様な活用」における「多様な活用を促進します」の記述について、促進策を示すこと。</p>	1 件	<p>【既記載】 「施策 4-1 みどりの多様な活用」において、促進策として、みどりが持つ多様な機能や効能、公園緑地の利活用方法や利用例などの情報発信に取り組むことのほか、「施策 1-5 みどりづくりの輪の拡大」において、ホームページ、SNS、チラシ、冊子など、多様な媒体による情報発信を強化することについて記載しています。</p>

No	市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
33	<p>【第4章 計画の体系と施策】 「施策 4-2 みどり資源の循環利活用」について、誰が普及啓発を担うのか示すこと。 また、「施策 4-3 みどりによるまちの賑わい向上」、「施策 4-4 みどりを通じた健康づくり」、「施策 4-5 みどりを活用した教育・子育て」、「施策 4-6 みどりと様々な分野との連携」について、公園や緑地の活用を促進する担い手を示すこと。</p>	1 件	<p>【その他】 都市緑地法による法定計画である第2次帯広市みどりの基本計画は、主に都市計画区域内の緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像や目標、施策などを定めるもので、この計画に基づき、地方自治体としての帯広市が総合的・計画的に緑地の保全や緑化の推進に取り組むこととなります。 また、計画の策定に際しては、第2章の「4 課題（重視する視点）」でお示しているとおり、「市民と力を合わせたみどりづくり」の視点が重要と考え、これを基本方針の一つとするとともに、そのコンセプトを広範な施策の中に取り入れ、担い手を広げていくことで計画の実効性（実行性）を高めていきたいと考えています。</p>
34	<p>【第5章 みどりのネットワークの形成】 「緑化重点地区」について、旧計画で指定されていた①中心市街地 ②住宅地区 ③工業団地 の3区域が新計画の中で緑化重点地区から削除されている理由は何か。 また、緑化重点地区・鉄南地区・稲田川西地区で行う「みどりづくり」について具体的に示すこと。</p>	1 件	<p>【既記載】 「緑化重点地区」は、鉄南地区と稲田川西地区です。 ①中心市街地 ②住宅地区 ③工業団地の3区域は、「緑化重点地区候補地」であり、「参考資料6 緑化重点地区」で記載しています。 緑化重点地区では、植樹ますの花壇化、緑化講習会の開催などを行っており、「施策 2-5 公共施設のみどりづくり」においては、町内会・団体・企業などによる植樹ますの花壇化について記載し、「施策 1-4 みどりづくりへの支援」においては、緑化講習会の実施などを記載しています。</p>
35	<p>【第5章 みどりのネットワークの形成】 「緑の保全地区」について、保全する担い手を示すこと。</p>	1 件	<p>【その他】 緑の保全地区を保全する担い手は、緑のまちづくり条例により、帯広市と土地所有者を想定しています。</p>
36	<p>【第5章 みどりのネットワークの形成】 「自然環境保全地区等の指定状況」のコラムについて、「第2次帯広市みどりの基本計画」との関連は何か。</p>	1 件	<p>【その他】 緑の保全地区と類似した性格をもつ制度として、参考までに紹介しています。</p>
37	<p>【第6章 公園緑地等の管理・運営方針】 公園施設の老朽化や支障木・危険木対応に加え、担い手の減少、投入予算の縮減はエンドレスで続き、気候変動による緑化エリアのダメージも発生している。どこかでバランスをとることが問われているのではないかと。 施設の老朽化対策や危険木対策、植樹など、全て予算ありきであるが、必要な予算が確保できない時代が到来していると情報発信しているように思える。</p>	1 件	<p>【その他】 様々な行政需要がある中、財政状況や市民生活への影響など事業の優先度を踏まえ、公園緑地等の管理運営に計画的・効率的に取り組んでいく必要があることから、みどりのインフラを保全・管理するための財源確保の取り組みを含め、第6章を「公園緑地等の管理・運営方針」とし、記載しています。</p>

No	市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
38	<p>【第6章 公園緑地等の管理・運営方針】 「管理等の担い手への支援」とあるが、具体的な支援内容は何か。 また、「市民理解の促進に取り組む」とは何か。</p>	1 件	<p>【その他】 地域の管理団体への財政的支援のほか、地域の管理団体が実施した草刈後の草回収や高木の剪定などです。 公園施設や公園樹木、街路樹を、大切なみどりのインフラとして守り、育み、活用していくため、これらの役割や機能に関する市民理解促進に努めます。</p>
39	<p>【参考資料】 「資料3 ③街路樹調査」の「市道の街路樹数」について、2019(令和元)年 7 月 23 日の帯広市議会(建設文教委員会)におけるみどりの課長答弁と数値が異なるため、精査すべきである。</p>	1 件	<p>【修正】 参考資料の「資料3 ③街路樹調査」の集計結果数値及びグラフを再精査し、植栽本数及び円グラフを修正します。</p>
40	<p>【参考資料】 「資料5 帯広市街路樹維持管理指針」の「街路樹の維持管理体系」は公園樹木の管理に応用できるため、この手法を公園管理に導入してはどうか。</p>	1 件	<p>【その他】 巡回点検や剪定、市民意見の反映、剪定枝の資源化など、「街路樹の管理体系」と同様に実施しています。</p>
41	<p>【参考資料】 2020(令和 2)年には「帯広の森造成計画」策定から 45 年が経過するが、いまだに天然更新が促進されるための管理手法が確立していない状況にあるため、この課題を具現化する計画が必要である。 「帯広の森 森づくりガイドライン」を発行した帯広市が前向きに取り組む最後の機会である。</p>	1 件	<p>【その他】 天然更新が促進されるための管理手法の確立のため、「帯広の森 森づくりガイドライン」を策定し、植樹後の経過年数に基づく森のステージや、森林タイプごとに森を区分し、それぞれの時期や特徴に合った管理手法を示しています。 今後は、森の基礎的な情報や現状と課題、これまでの育成管理内容などを整理した台帳を作成し、取り組みに役立てていきたいと考えています。</p>

### 【案件の最終案】

別紙のとおり

